

令和 7 年度

## 丸亀市次世代自動車購入費 補助金制度

## ○令和6年度からの主な変更点、注意事項

### ○主な変更点

1. 交付申請兼請求が可能な期間の明記  
自動車検査証の初度登録の月の翌月から起算して3月以内  
(例：初度登録が4月の場合、7月末まで)

### ○注意事項

1. 対象者  
次のいずれにも該当する個人（抜粋）
  - (1) 新車で購入し、当該自動車に係る自動車検査証の交付を受けた者
  - (2) 自動車検査証に登録した日において、本市の住民である者
  - (3) 同一年度内で、本補助金の交付を受けていない者
  - (4) 初度登録の月の翌月から起算して3月以内に交付申請兼請求が可能な者
  - (5) 市税を滞納していない者
2. 国の同様の補助制度との併用＝可能

## 1. 趣旨

ゼロカーボンシティの実現に向け、環境性能に特に優れた自動車を購入した者に対し、予算の範囲内で導入費用の一部を予算の範囲内で補助する。

## 2. 定義

### 【次世代自動車】

窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。

### 【電気自動車】

搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気であることが記載されているものをいう。

### 【プラグインハイブリッド自動車】

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類がガソリン・電気であることが記載されているものをいう。

### 【燃料電池自動車】

搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が圧縮水素であることが記載されているものをいう。

### 【国の補助事業】

経済産業省が行うクリーンエネルギー自動車の導入補助金事業をいう。

## 3. 補助対象自動車

国の補助事業における補助対象車両として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車

#### 4. 補助金の交付対象者

- (1) 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)として使用する目的で、次世代自動車を新車購入し、当該自動車に係る自動車検査証の交付を受けた者
- (2) 自動車検査証に登録した日において、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (3) 同一年度内において、本要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 自動車検査証における初度登録の月の翌月から起算して3月以内に交付申請兼請求が可能な者
- (5) 市税を滞納していない者

#### 5. 補助金額

5万円と補助対象経費のいずれか低い額とし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

##### 【対象経費】

申請年度の国の補助事業における補助対象車両として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている次世代自動車の購入に係る費用

#### 6. 申請書の受付期間と提出書類

##### 交付申請および請求期間

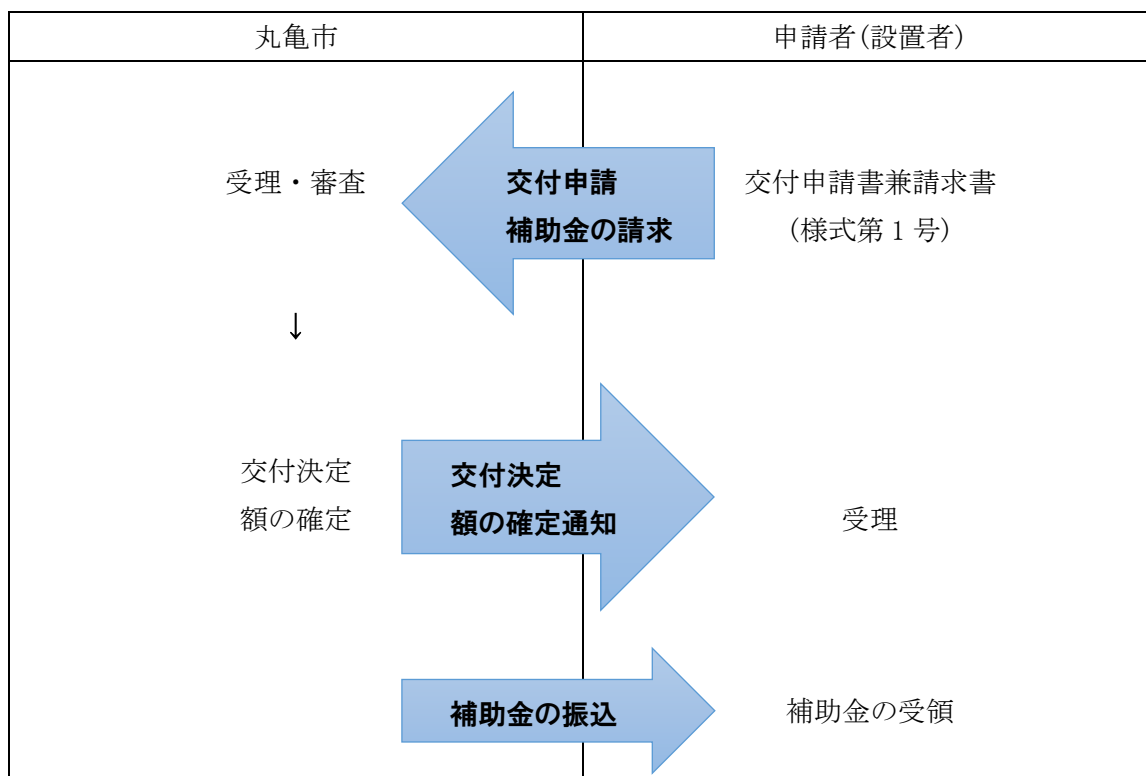
自動車検査証の初度登録の月の翌月から起算して3月以内【必着】

| 提出書類                                |
|-------------------------------------|
| (1)丸亀市次世代自動車購入費補助金交付申請審査票           |
| (2)交付申請書兼請求書                        |
| (3)自動車検査証の写し                        |
| (4)自動車検査証記録事項の写し                    |
| (5)車両売買契約書 または 契約内容が記載されている注文書等 の写し |
| (6)購入代金の領収書の写し(分割払いの場合は、その契約書等の写し)  |
| (7)債権者登録申出書                         |

#### 7 交付の決定

交付申請の審査結果、適当と認めたときは、丸亀市次世代自動車購入費補助金交付決定及び交付額確定通知書により通知する。

## 8. 補助金交付手続きの流れ



### 丸亀市E V給電サポーター制度を始めます。

#### ◆E V給電サポーター制度とは・・・E V車の電源活用

本市で令和5年度より開始した制度で、電気自動車等をお持ちの方にあらかじめご登録いただき、大規模災害による停電時、給電にご協力いただくボランティア制度となります。

活動内容は、災害により停電した避難所等への給電活動で、対象車両は、外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池となります。

ご登録よろしくお願いします。

#### 《問い合わせ・申し込み先》

丸亀市 産業生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

電話 (0877) 24-8809 FAX (0877) 35-8893